

予防接種の費用助成、自己負担額の変更

問健康増進課（津山すこやか・こどもセンター内）☎32-2069

インフルエンザワクチン予防接種の助成

	子ども	高齢者
対象	1歳～中学3年生	①65歳以上②60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器などに障害（障害認定1級相当）のある人
接種期間	10月1日(火)～令和2年1月31日(金)	
助成回数	1回（13歳未満は2回）	
自己負担額	接種料金から1,000円を引いた額	2,100円
接種場所	市内の協力医療機関など（事前予約要）	
その他	親子（母子）健康手帳、子ども医療費受給資格者証、健康保険証が必要	住民税非課税世帯・生活保護受給世帯は減免制度あり

高齢者肺炎球菌予防接種の自己負担額の変更（10月1日(火)から）

変更前 5,120円 → 変更後 5,270円

※対象者など、詳しくはお問い合わせください

令和2年度 入園児の募集

問こども保育課（津山すこやか・こどもセンター内）☎32-7028

保育園（所）・認定こども園（保育時間利用希望）

対象 市内在住で小学校就学前の保育を必要とする乳幼児

新規・転園申請者の面談期間 12月2日(月)～13日(金)

市立幼稚園・認定こども園（教育時間利用希望）

対象 市内在住で平成26年4月2日～平成29年4月1日生まれの幼児

共通項目

申込方法 こども保育課、各支所担当課、入所希望の園（所）に備え付けの申請書に記入し、必要書類を添付して提出する

募集期間 11月1日(金)～22日(金)

※併願申請可

※保育料は、世帯や所得の状況、年齢などにより決定

令和2年4月以降採用 臨時職員登録試験

問〒708-8501津山市山北520こども保育課（津山すこやか・こどもセンター内）☎32-7028

職種	人数	受験資格
保育士・保育教諭	25人程度	保育士資格、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許、養護教諭免許のいずれかを有する人、または令和2年3月31日までに取得見込みの人
幼稚園教諭	15人程度	幼稚園教諭免許を有する人、または令和2年3月31日までに取得見込みの人
生活支援員		特別支援教育に理解があり、意欲のある人

試験日時 11月2日(土)午前9時～

ところ 津山すこやか・こどもセンター

試験内容 面接

申込方法 こども保育課と各支所・出張所担当課に備え付けの申込書（市ホームページから印刷可）に記入し、資格証または免許状の写しなどを添えて、郵送または直接提出する

締め切り 10月31日(木)午後5時15分必着

※職種の併願可。詳しくは、お問い合わせください

始めませんか？ 高齢者の交流場所「ふらっとカフェ」

問高齢介護課（市役所1階11番窓口）☎32-2070

ふらっとカフェは、高齢者など幅広い世代の人が気軽に「ふらっと」行ける交流の場です。

現在、市内には20以上のグループがあります。参加者自身の自宅や地区の集会所など、身近な場所に集まって茶話会や手芸、歌などを楽しんでいます。皆さんが主役になって、居場所づくりを始めませんか。職員が出向いて相談に乗りますので、活動に興味がある人は、お気軽にご相談ください。

6月から活動を始めた「ふらっとカフェ おちあい」(加茂町青柳)

代表者の声

青柳地区で近所の人が集まれる場所を作ろうとしていたところ、参加者の一人が自宅の部屋を提供してくれることになり、始めることができました。参加者同士が気軽に「落ち合う」という意味を込めて、グループ名を決めました。脳トレや手芸、工作など、参加者が楽しめることをたくさんやっていきたいです。



年岡カ子さん（代表）

参加者の声

- ・近所に住んでいても普段あまり話す機会がない人と話ができてうれしいです。外に出掛ける良いきっかけになっています
- ・近所の人に誘われて参加しました。外に出る回数が増えました
- ・おしゃべりの話題が尽きないので、とても楽しいです
- ・みんなで集まって話をする場所ができて良かったです



検査結果の提供 で粗品をプレゼント

問保険年金課☎32-2071

40～74歳の津山市国民健康保険加入者で、市の特定健診を受診せず、職場などの健診を受けた人は、検診結果の提供にご協力ください。

検査結果を提供していただいた人に粗品（ボディソープセット）を進呈します。

検査の対象期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日

持ってくるもの

- 検査結果が分かる資料
- 未使用の特定健診受診券と問診票

提出先

- 保険年金課（市役所1階9番窓口）
- 健康増進課（津山すこやか・こどもセンター内）
- 各支所・出張所担当課

※粗品の進呈は、人間ドック受診費用の助成を受ける人は除きます

ご利用ください

津山市不妊治療支援

問健康増進課（津山すこやか・こどもセンター内）☎32-2069

不妊治療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。

一般不妊治療

対象となる治療 タイミング法や人工授精などの一般不妊治療（体外受精や顕微授精を目的とした薬物療法と手術療法を除く）

助成金額 自己負担額の2分の1以内（1,000円未満は切り捨て）で、一年度に付き上限50,000円

助成回数 夫婦1組に付き通算3回まで

特定不妊治療

対象となる治療 体外受精、顕微授精

助成金額 医療機関が発行する領収書（受診証明書）の金額から県の助成額を引いた金額の2分の1以内（1,000円未満は切り捨て）で、1回の治療に付き上限10万円（男性不妊治療を行った場合は上限15万円を上乗せ）

助成回数 夫婦1組に付き通算6回まで